

财会セ第144号
平成15年9月26日

最高裁判所事務総局経理局主計課長 殿
内閣府大臣官房会計課長 殿
金融庁総務企画局総務課長 殿
総務省大臣官房会計課長 殿
総務省総合通信基盤局電波部長 殿
法務省大臣官房会計課長 殿
外務省大臣官房会計課長 殿
財務省大臣官房会計課長 殿
国税庁長官官房会計課長 殿
文部科学省大臣官房会計課長 殿
厚生労働省大臣官房会計課長 殿
農林水産省大臣官房経理課長 殿
経済産業省大臣官房会計課長 殿
国土交通省大臣官房会計課長 殿
環境省大臣官房会計課長 殿

財務省会計センター所長 福田 進

歳入金電子納付システム接続環境管理規程について

標記のことについて、別添のとおり定め、平成15年10月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、この旨を関係の機関に対して御通知願いたい。

歳入金電子納付システム接続環境管理規程

1 本規程は、財務省の管理及び運用する電子情報処理組織を使用して当該電子情報処理組織で取り扱うこととされている歳入金及び登録免許税その他の国税（以下「歳入金等」という。）の納付の確認等の処理を行うための接続環境の管理に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義について

(1) 本規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

イ 歳入金電子納付システム 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁（以下「各省各庁」という。）の管理又は運用に係るロに規定する汎用受付等システムと接続して、歳入金等の納付の原因及び納付の事実の確認を行うために財務省が管理及び運用する電子情報処理組織であって、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）において収納機関登録を行い、運営機構が運営する収納サービス提供のためのネットワークシステム（以下「マルチペイメントネットワークシステム」という。）に接続された歳入金等の収納に係る収納機関システム

ロ 汎用受付等システム 各省各庁の管理又は運用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機その他当該電子計算機と同様の目的で行政機関以外の各省各庁が管理又は運用する電子計算機であって、財務省会計センターがイの歳入金電子納付システムと接続を認めることにより歳入金等の収納に係る取り扱いが可能となるシステム

ハ 収納金融機関 運営機構において金融機関登録された者のうち、日本銀行がマルチペイメントネットワークシステムを利用した歳入金等の取り扱いについて同意している金融機関

ニ 収納サービス 日本銀行及び運営機構の定めるところにより、収納金融機関からマルチペイメントネットワークシステムを利用して歳入金電子納付システムと接続する汎用受付等システム及び納付者に対して提供される歳入金等の収納に係るサービスであって、納付者からの歳入金等の支払を収納金融機関及び各省各庁の定める方法により実現し、当該歳入金等の受領に関する情報を収納後直ちに各省各庁に通知するサービス

ホ システム運用事業者 運営機構がマルチペイメントネットワークシステムの運用を委託する電気通信事業者

(2) その他、本規程において使用する用語は、本規程において特に定める場合を除き、会計法その他の国の会計手続きを定める法令において使用する用語の例による。

3 歳入金電子納付システムの管理及び運用について

- (1) 歳入金電子納付システムの管理及び運用の事務は財務省会計センターが行う。
- (2) 各省各庁は歳入金電子納付システムと汎用受付等システムの接続のために財務省会計センターが定める歳入金電子納付システム運用マニュアルを遵守しなければならない。

4 汎用受付等システムの管理又は運用責任者の届出について

各省各庁は、当該各省各庁における汎用受付等システムの管理又は運用を行う部局（以下「各省各庁管理部局」という。）を定め、各省各庁管理部局の長は財務省会計センターに対して当該部局の管理責任者の官職その他別に財務省会計センターが定める事項を届け出るものとする。

5 機密の保持について

- (1) 各省各庁は、歳入金電子納付システムと汎用受付等システムの接続のために財務省会計センターから交付された次の各号に定める交付物件（電子情報を含む。）について、その内容が外部に漏洩することのないよう厳正な機密保持を講じなければならない。

イ 歳入金電子納付システムインターフェイス仕様書

ロ 技術情報

ハ 歳入金電子納付システムプロトコル仕様書

ニ 歳入金電子納付システム運用マニュアル

ホ セキュリティモジュール取扱要領

へ その他財務省会計センターが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第四号の規定に該当するものとして不開示4号に指定した文書

- (2) 各省各庁管理部局の長は、(1)の交付物件の内容の全部又は一部が外部に漏洩又は漏洩したおそれがあると認めるときは、直ちに書面で財務省会計センターに通知しなければならない。

6 セキュリティモジュール等の管理について

- (1) 財務省会計センターは、マルチペイメントネットワークシステムを利用した納付者の使用に係る電子計算機と収納金融機関及び汎用受付等システムの間接続環境の安全を確保するため、運営機構の定めるところにより、汎用受付等システムの管理又は運用を行う各省各庁に対して、運営機構から使用許諾されたセキュリティモジュール、暗号鍵及びセキュリティモジュール取扱要領（以下「セキュリティモジュール等」という。）を交付する。

- (2) 各省各庁は、セキュリティモジュール等を収納サービスを受ける目的以外に使用してはならない。

- (3) 各省各庁は、セキュリティモジュール等に関する機密をセキュリティモジュール取扱要領に基づき厳正に保持する義務を負う。なお、各省各庁は、別に財務省会計センターの了解を書面で得た場合を除き、セキュリティモジュール等を第三者に使用させてはならない。

- (4) 各省各庁は、(2)及び(3)に定める管理義務を履行しなかったことにより運営機構又は収納金融機関に損害を与えた場合は、運営機構又は収納金融機関に発生した損害について損害賠償の責任を有する。
- (5) 各省各庁は、(4)に定める場合のほか、(2)又は(3)に定める管理義務を履行しなかったこと等によりセキュリティモジュール等の管理に関して第三者に損害を与えた場合は、その旨を直ちに財務省会計センターに通知するとともに、当該各省各庁の責任において当該第三者に対する損害賠償その他の適切な対応を行わなければならない。
- (6) 財務省会計センターは、各省各庁におけるセキュリティモジュール等の管理に関して(2)及び(3)に定める管理義務に違反する行為その他の重大な過失又は背任行為があると認められる場合、各省各庁がセキュリティモジュール等を悪用した場合及びその他その管理が不適切と認められる場合は、歳入金電子納付システムと当該各省各庁の汎用受付等システムの接続を停止又は中止することができる。この場合、各省各庁は財務省会計センターに対してセキュリティモジュール等を直ちに返還するとともに、汎用受付等システム及び当該各省各庁の管理又は運用に係るその他のシステム内に保存されたセキュリティモジュール等に関する全てのデータを当該各省各庁の責任において完全に削除しなければならない。
- (7) 各省各庁は、汎用受付等システムの運用の中止、セキュリティモジュール等の内容の変更その他の理由により、セキュリティモジュール等の全部又は一部についてその使用を中止する場合には、財務省会計センターの指示に基づきセキュリティモジュール等の全部又は一部を財務省会計センターに返還するとともに、汎用受付等システム及び当該各省各庁の管理又は運用に係るその他のシステム内に保存されたセキュリティモジュール等に関する全てのデータを当該各省各庁の責任において完全に削除しなければならない。

7 地方公共団体及び国の事務事業を行う指定法人等のシステムとの接続環境について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に定める第一号法定受事務その他の各省各庁が地方公共団体に委託する事務又は法律の規定に基づき指定法人等に委託する事務に関して、地方公共団体又は指定法人等が収納を行う歳入金等の収納については、当該地方公共団体又は指定法人等は当該事務を委任する各省各庁の汎用受付等システムを経由して歳入金電子納付システムと接続することとする。

8 利用者等に対して講ずるべき措置について

各省各庁は、当該各省各庁の管理又は運用に係る汎用受付等システムと歳入金電子納付システムを接続して歳入金等の収納を行おうとする場合は、当該汎用受付等システムと自己の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号に規定する申請等その他各省各庁に対する申請等（以下「申請等」という。）を行う者（以下「利用者」という。）に対して、あらかじめ掲げる事項が遵守されなければ電子的な納付が行えないことを理解させなければならない。

- (1) 電子的な申請等により歳入金等を納付しようとする場合は、当該申請等を取り扱う各省各庁から利用者に対して通知する収納機関番号、納付番号及び確認番号（以下「納付番号等」という。）を使用することにより収納金融機関を利用して電子的に納付することができること
- (2) (1)の電子的な納付を行う場合、利用者は電子的な納付の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付可能金額に制限があること並びに電子的な納付のためのシステムの定期的又は臨時的な停止、納付番号等の利用の制限（第三者の不正利用等を防止するため、納付番号等の利用が一定時間制限されることがある。）及び通信回線の障害等により電子的な納付が行えない場合があることをあらかじめ了解したうえで、納付を行わなければならないこと
- (3) 利用者が電子的な納付を第三者に委任しようとする場合は、当該委任を受けて歳入金等の電子的な納付を行う者に対して(1)、(2)及び(4)に定める事項の内容を説明し了解を受けた上でなければ当該委任を行ってはならないこと
- (4) 利用者又は利用者の委任を受けて歳入金等の電子的な納付を行う者（以下「利用者等」という。）は、(1)に定める電子的な納付を無料で行うことができる。ただし、収納金融機関その他の金融機関の定める預金の払出し等に必要手数料並びに利用者等と収納金融機関の間の通信に要する費用は、利用者等の負担とすること

9 電子的な納付が行えない場合の措置について

各省各庁は、当該各省各庁の管理又は運用に係る汎用受付等システムと歳入金電子納付システムを接続して歳入金等の収納を行おうとする場合は、8(1)及び(2)に掲げる電子的な納付における制約を踏まえ、利用者等がこれらの制約により電子的な納付が行えない場合の措置を講じなければならない。

10 歳入金電子納付システムの費用負担について

歳入金電子納付システムの管理及び運用に必要な経費は、財務省会計センターの定めるところにより、原則として汎用受付等システムを歳入金電子納付システムに接続する各省各庁が汎用受付等システム単位で負担することとし、毎年度、財務省会計センターの指示に基づき支出に関する手続きを行わなければならない。

11 監査について

各省各庁は、歳入金電子納付システムと汎用受付等システムとの接続環境を適切に保持するために自ら監査を実施するとともに、財務省会計センターから歳入金電子納付システムと汎用受付等システムの接続環境に関する次の各号に定める監査を求められた時は、これに協力しなければならない。

- (1) 財務省会計センター又は財務省会計センターの指定する監査組織による監査
- (2) 運営機構又は運営機構の指定する監査組織による監査